

(案)

収入
印紙

委 託 契 約 書

- 1 委 託 名 産業廃棄物（印刷機器等）収集・運搬及び処分業務委託
- 2 履 行 場 所 岡山市役所 4 階印刷室（岡山市北区大供 1 丁目 1 - 1）
- 3 委 託 期 間 契約日から 令和 8 年 1 月 3 1 日まで
なお、廃棄物の搬出は令和 7 年 9 月 2 3 日までにを行うこととする。
- 4 委 託 料 金 円
(取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- 5 契約保証金 免除
- 6 契約保証人 免除

排出事業者：岡山市（以下「甲」という。）及び（受注者であり、産業廃棄物収集・運搬及び処分業者。以下「乙」という。）とは、甲の事業場：岡山市役所 4 階印刷室から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関する上記の委託（以下「委託」という。）について、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(法の遵守)

第 1 条 甲及び乙は、委託の履行にあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）その他関係法令に基づき、適正に処理をしなければならない。

(委託全般)

第 2 条 甲は、業務内容を頭書第 3 項で定める委託期間内に適正に行うため、乙に委託する。

2 乙は、この契約書及び仕様書に従い、委託を履行するものとする。

3 この契約書に定める申請、請求、通知、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

(産業廃棄物に係る許可の確認)

第 3 条 乙は、この契約を締結するにあたり、廃棄物処理法に基づく本契約の業務に係る乙の事業範囲を証する産業廃棄物収集・運搬及び処分の両処理業の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

2 甲は、乙が提出した許可証の写しにより、次の事項及び第 5 条の 2 の事項を確認する。

(案)

【産業廃棄物に係る収集・運搬業】

許可した県・政令市	:		
許可番号	:	第	号
許可年月日	:	令和 年 月 日	令和 年 月 日
許可期限	:	令和 年 月 日	令和 年 月 日
許可された産業廃棄物の種類	:	別紙許可証参照	別紙許可証参照
積替え・保管行為	:		
許可条件	:	別紙許可証参照	別紙許可証参照

【処分業】

許可した県・政令市	:	
許可番号	:	第 号
許可年月日	:	令和 年 月 日
許可期限	:	令和 年 月 日
許可された産業廃棄物の種類	:	別紙許可証参照
事業の用に供するすべての施設	:	別紙許可証参照

(産業廃棄物の収集・運搬及び処分)

第4条 甲は、産業廃棄物の収集・運搬及び処分を以下のとおり乙に委託する。

【委託する産業廃棄物の種類に係る項目】

産業廃棄物の種類、数量：印刷機器2台、穴あけ機1台、
紙枚数計算機1台、パソコン2台
排出場所：岡山市役所4階印刷室（岡山市北区大供1丁目1-1）

【処分業に係る項目】

産業廃棄物の処分方法：別紙許可証参照
産業廃棄物処理施設の処理能力：別紙許可証参照
産業廃棄物処理の所在地：

【産業廃棄物に係る最終処理の場所、方法及び処理能力】

委託する産業廃棄物の処理が中間処理で中間処理産業廃棄物が発生する場合、その中間処理産業廃棄物の最終処分の場合の所在地

名 称：_____
所在地：_____
最終処分：_____

【産業廃棄物に係る乙の資格、能力に係る項目】

産業廃棄物収集・運搬業の許可の事業範囲：別紙許可証参照
産業廃棄物処分業の許可の事業範囲：別紙許可証参照

2 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

(委託の着手)

第5条 乙は、仕様書等に定めのある場合を除くほか、特別に事情がない限り契約締結後速やかに委託に着手し、継続して以後の作業を行わなければならない。

2 乙は、委託に着手したときは、所定の様式による着手届を甲に提出しなければならない

(案)

ない。

(監督)

第6条 甲は、委託の施行について、乙又は次条に基づく業務責任者を指示し、又は監督するものとする。

2 甲は、前項に規定する指示又は監督を関係職員に行わせることができる。

(業務責任者)

第7条 乙は、業務責任者を定め、その氏名等必要な事項を甲に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、また同様とする。

(甲乙の責任範囲)

第8条 甲は、甲が委託する産業廃棄物の取扱に必要な情報を的確に乙に通知しないことに起因して、乙の業務に重大な支障を生じ、乙に損害が発生した場合には、甲は乙にその損害を賠償する。

2 乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理業務について、法令に違反した業務を行い、又は過失により甲又は第三者に損害を及ぼした場合は、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させないこととする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲から委託された業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

(義務の譲渡等)

第10条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(情報の提供)

第11条 甲は、委託する産業廃棄物について、その種類、数量、性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもって、その変更の内容及び程度の情報を通知するものとする。

(マニフェスト)

第12条 甲は、乙に産業廃棄物の収集・運搬及び処分を委託するときは、廃棄物処理法の規定に基づき、マニフェストを必ず交付するものとする。

2 乙は、受託した産業廃棄物の収集・運搬及び処分が完了したときは、遅滞なく所定のマニフェストを甲へ提出するものとする。

3 マニフェストは業務委託料に含み、乙が必要量を提供するものとする。

(業務の一時停止)

第13条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理等が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

2 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

(委託業務完了報告)

第14条 乙は、すべての委託が完了したときは、直ちに業務完了届を甲に提出し、完了の報告をしなければならない。

(委託業務完了検査)

(案)

第15条 甲は、前条の完了届を受理した日から起算して10日以内に検査をしなければならない。

(委託料の支払)

第16条 乙は、前条の検査に合格したときは、委託料の支払を甲に請求できる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(内容の変更)

第17条 甲又は乙は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するとき、並びに委託数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議のうえ、書面によりこれを定めるものとする。

(機密保持)

第18条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

(契約の解除)

第19条 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告のうえ、相互にこの契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処置した後でなければこの契約を解除できない。

(協議)

第20条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じた場合は、関係法令及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）にしたがい、その都度甲及び乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大 森 雅 夫 印

乙

印